

独立行政法人交通安全環境研究所において、随意契約が出来る場合は次の通りです。

独立行政法人交通安全環境研究所会計規程

(契約の方法)

第31条 売買、賃貸、請負、その他の契約を締結する場合は、競争に付さなければならない。

2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他競争について必要な事項は別に定める。

(指名競争)

第32条 契約が次の各号に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、指名競争に付するものとする。

(1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争入札に付する必要がないとき。

(2) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

2 業務運営上必要がある場合その他別に定める場合においては、前条の規定にかかわらず指名競争に付することができる。

(随意契約)

第33条 契約が次の各号に該当する場合には、第31条及び第32条の規定にかかわらず、随意契約によるものとする。

(1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

(2) 緊急を要する場合で、競争に付することができないとき。

(3) 競争に付することが、不利と認められるとき。

(4) 契約に係る予定価格が少額であるとき。

独立行政法人交通安全環境研究所会計実施細則

第29条 契約は、一般競争入札（総合評価方式を含む）及び随意契約により行うものとする。

2 会計規程第33条第1項第1号から第3号に規定する随意契約によることができる場合とは次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 特許権者、実用新案権者若しくは意匠権者が、他人にその特許発明、実用新案若しくは意匠の実施を許諾していない場合又はその実施権者が単独である場合であってその者と特許発明、実用新案若しくは意匠の実施を伴う工事、製造その他の請負又は物件の買入れをするとき。

(2) 特定の設備及び技術を有する製作者でなければ製作できない物件を製作させるとき。

- (3) 特定の販売業者以外では販売することができない物件を買入れるとき。
 - (4) その他特定の者以外では契約の目的を達することができないとき。
 - (5) 外国で契約をするとき。
 - (6) 運送又は保管をさせるとき。
 - (7) 緊急に契約しなければ契約を締結する機会を失い、又は不利な価格で契約を締結しなければならない虞れがあるとき。
 - (8) 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れ等に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
 - (9) 物件の改造又は修理を当該物件の製造業者又は納入業者以外の者に履行させることが困難又は不利であるとき。
 - (10) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- 3 会計規程第33条第1項第4号に規定する予定価格が少額である場合とは次の各号の一に該当する場合とする。
- (1) 250万円を超えない工事又は製造をさせるとき
 - (2) 160万円を超えない資産を買入れるとき
 - (3) 予定賃貸料の年額又は総額が80万円を越えない物件を借り入れるとき
 - (4) 50万円を超えない資産を売払うとき
 - (5) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を越えない物件を貸付けるとき
 - (6) 工事又は製造の請負、資産の売買及び物件の貸借以外で100万円を超えないとき

独立行政法人交通安全環境研究所契約事務取扱要領

(随意契約の特例)

- 第23条 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 2 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。